

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人東京海洋大学の役員員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

役員報酬の支給水準については、法人化前に適用されていた国家公務員指定職俸給表を準用している。

② 平成26年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員報酬の業績の反映のさせ方については、役員報酬規則第8条第5項に基づき、期末特別手当の額を100分の10の範囲内で増額・減額できることとしているが、特に考慮すべき事項がなかったため、役員報酬に対して業績の反映は行わなかった。

③ 役員報酬基準の内容及び平成26年度における改定内容

法人の長 特に改定は行わなかった。

理事 特に改定は行わなかった。

理事(非常勤) 特に改定は行わなかった。

監事 特に改定は行わなかった。

監事(非常勤) 特に改定は行わなかった。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成26年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,816	千円 11,808	千円 4,836	千円 2,125 (地域) 47 (通勤)		H27.3.31	
A理事	千円 16,278	千円 10,009	千円 4,099	千円 1,801 (地域) 369 (通勤)		H27.3.31	
B理事	千円 16,054	千円 10,009	千円 4,099	千円 1,801 (地域) 145 (通勤)		H27.3.31	
C理事	千円 16,067	千円 10,009	千円 4,099	千円 1,801 (地域) 158 (通勤)		H27.3.31	
D理事 (非常勤)	千円 2,280	千円 2,280	千円 0	千円 0 ()		H27.3.31	
A監事 (非常勤)	千円 1,824	千円 1,824	千円 0	千円 0 ()			
B監事 (非常勤)	千円 1,824	千円 1,824	千円 0	千円 0 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「**」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

国立大学法人東京海洋大学は、人類社会の持続的発展に資するため、海洋を巡る学問及び科学技術に係わる基礎的・応用的教育研究を行う、国内唯一の海洋系大学として、「海を知り、守り、利用する」ための教育研究及び、国際競争力強化のための海洋産業人材育成組織の構築を学長のリーダーシップの下で推進している。

学長は、職員数約450名の国立大学法人の長として、その業務を総理するとともに、学長として校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上である言えるため、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

国立大学法人東京海洋大学は、人類社会の持続的発展に資するため、海洋を巡る学問及び科学技術に係わる基礎的・応用的教育研究を行う、国内唯一の海洋系大学として、「海を知り、守り、利用する」ための教育研究及び、国際競争力強化のための海洋産業人材育成組織の構築を学長のリーダーシップの下で推進している。

理事は、学長を補佐して法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

理事の報酬額は、学長同様法人化移行前の国家公務員指定

理事(非常勤)

非常勤理事の報酬月額については、常勤理事の報酬月額を参考とし、その勤務状況を考慮し、月額を決定しており、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

監事の報酬額は、法人化移行前の国家公務員指定職俸給表を参考に学長の4号俸下位、理事の2号俸下位の俸給月額を踏まえて決定しており、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

非常勤監事は、監事の報酬月額を参考とし、その勤務状況を考慮し、月額を決定しており、報酬水準は妥当であると考えられ

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成26年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	4,818 (52,547)	3 (37)	0 (3)	H27.3.31	1.0	
理事A	4,427 (44,708)	3 (42)	0 (0)	H27.3.31	1.0	
理事B	4,427 (30,469)	3 (24)	0 (0)	H27.3.31	1.0	
理事C						
理事D (非常勤)						
監事A (非常勤)						
監事B (非常勤)						

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
 独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	学長は、職員数約450名の国立大学法人の長として、その業務を総理するとともに、学長として校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を担っている。また、国際競争力強化のための海洋産業人材育成組織の構築を学長のリーダーシップの下で推進し、国立大学改革強化推進事業に採択された。その職務を十分に果たしているため経営協議会において業績勘案率を1.0とした。
理事A	総務・財務担当理事として、人事及び労働環境、財務及び施設計画、自己点検・評価及び外部評価に関することを担当し、附属図書館長及び明治丸海事ミュージアム機構長として、明治丸海事ミュージアム事業を取りまとめ、重要文化財「明治丸」の改修に尽力した。また、財政基盤の強化・充実を図るため東京海洋大学基金を設立した。その職務を十分に果たしているため経営協議会において業績勘案率を1.0とした。
理事B	教育・学生支援担当理事として、教育、学生支援、入試、就職に関することを担当し、とくに、三陸復興担当としては、復興支援プロジェクトを牽引するだけでなく、市民とも積極的に交流する、来たるべく大学人としての活動形態を身をもって提示した。また、保健管理センター所長、水圏科学フィールド教育センター長として学内施設の長も兼任しており、その職務を十分に果たしているため経営協議会において業績勘案率を1.0とした。
理事C	
理事D (非常勤)	
監事A (非常勤)	
監事B (非常勤)	

注：「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

職員の給与水準を社会一般の情勢に適合したものとするため、人事院勧告等を勘案し、決定している。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

本学が独自に定めた個人評価の結果を基礎資料とし、職員の成績等に応じて現に受けている給与の昇給、昇格、降格及び賞与時期(6月、12月)における勤勉手当の支給割合の増減を行っている。

③ 給与制度の内容及び平成26年度における主な改定内容

教育職員基本給表の改定

東京海洋大学では国により作成された教育職俸給表を基として、教育職員基本給表を作成し使用していたが、他大学への調査を実施し、各級の上限号給を伸ばすこととした。

国家公務員の給与法改正に準拠し、
(平成26年4月1日)

- ・基本給表の改定(0.27%の引き上げ)
- ・ボーナスの支給割合の引き上げ(年3.95月→4.10月分)
- ・手当等の一部改定

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成26年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 369	歳 47.3	千円 8,387	千円 6,188	千円 126	千円 2,199
事務・技術	人 117	歳 44.4	千円 6,565	千円 4,899	千円 141	千円 1,666
教育職種 (大学教員)	人 188	歳 50.0	千円 9,928	千円 7,264	千円 151	千円 2,664
海事職種	人 23	歳 44.8	千円 8,478	千円 6,331	千円 24	千円 2,147
海技職種	人 37	歳 43.8	千円 6,372	千円 4,798	千円 22	千円 1,574
教育職種 (外国人教師等)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 3	歳 53.5	千円 6,413	千円 4,738	千円 44	千円 1,675

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 19	歳 63.9	千円 4,786	千円 3,999	千円 176	千円 787
事務・技術	人 3	歳 63.2	千円 4,526	千円 3,840	千円 172	千円 686
教育職種 (大学教員)	人 10	歳 64.5	千円 5,293	千円 4,362	千円 177	千円 931
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
海技職種	人 5	歳 63.1	千円 4,203	千円 3,588	千円 213	千円 615

非常勤職員	人 12	歳 42.3	千円 4,463	千円 3,405	千円 136	千円 1,058
事務・技術	人 11	歳 40.5	千円 3,913	千円 3,025	千円 131	千円 888
教育職種 (大学教員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注：医療職種（病院医師）及び医療職種（病院看護師）については該当者なしのため省略

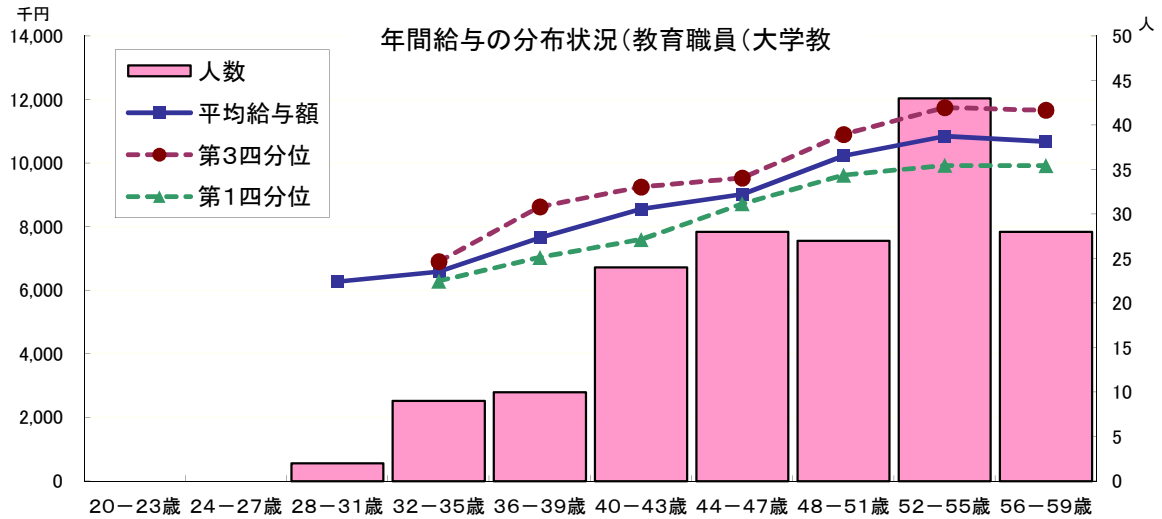
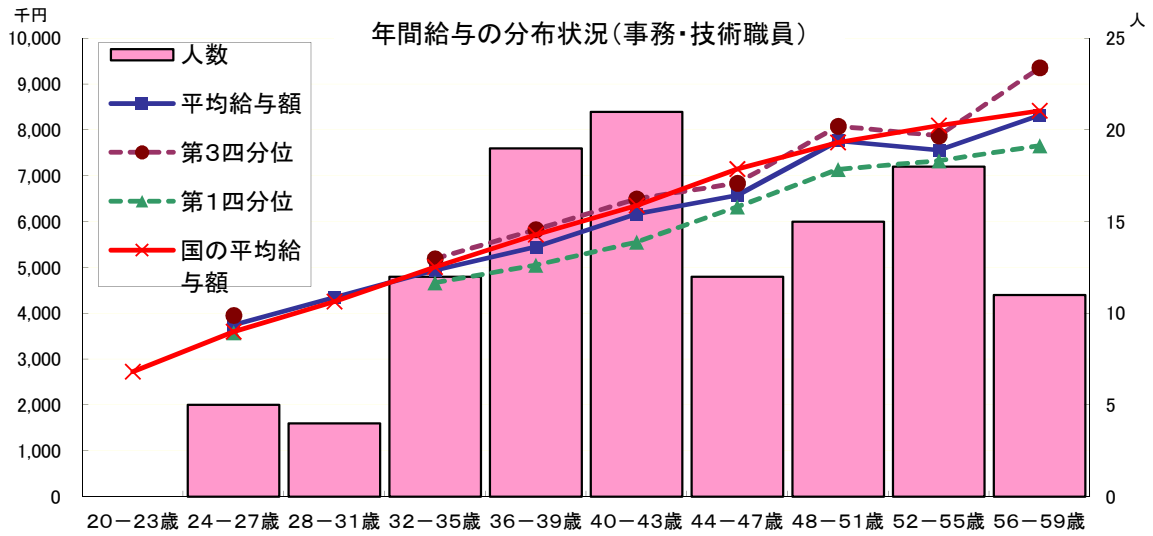
注：常勤職員の教育職種（外国人教師等）及び任期付職員の教育職種（大学教員）、再任用職員の技能・労務職種、非常勤職員の教育職種（大学教員）については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注：「技能・労務職種」とは、自動車運転手を示す。

注：「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を示す。

注：「海技職種」とは、船舶等の乗組員の業務を行う職種を示す。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
部長(20)	3	54.8	9,586	9,938～9,064
課長(30)	9	53.6	9,115	9,728～7,957
課長補佐(40)	11	54.8	7,642	8,205～7,143
係長(50)	55	46.0	6,673	8,087～5,274
主任(60)	8	40.8	5,483	6,606～4,462
係員(70)	31	35.2	4,706	5,578～3,480

(大学教員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
教授(20)	77	55.7	11,411	13,633～9,384
准教授(30)	77	47.4	9,277	10,447～5,719
講師(40)	1			
助教(50)	26	39.7	7,136	8,262～6,159
助手(60)	7	54.4	7,232	7,854～5,797

④ 賞与(平成26年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.4%	62.6%	63.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.6%	37.4%	36.6%
	最高～最低	41.0～33.7%	42.7～35.6%	39.7～34.7%
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.9%	62.1%	62.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.1%	37.9%	37.1%
	最高～最低	41.7～33.3%	43.4～35.2%	39.5～34.4%

(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.0%	61.1%	62.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.0%	38.9%	38.0%
	最高～最低	45.4～34.3%	45.9～36.2%	45.7～35.3%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.2%	62.3%	63.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.8%	37.7%	36.8%
	最高～最低	40.2～33.5%	41.5～35.4%	40.4～34.5%

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 96.7 ・年齢・地域勘案 84.3 ・年齢・学歴勘案 95.6 ・年齢・地域・学歴勘案 84.2 (参考) 対他法人 109.8
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 76.4%】 (国からの財政支出額 10,275,000,000円、 支出予算の総額 13,448,000,000円:平成26年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成25年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 4.9%(常勤職員数462名中23名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 74.9%】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 48.7%】 (支出総額 8,833,454,258円 給与・報酬等支給総額 4,300,668,880円:平成25年度決算)</p> <p>(法人の検証結果) 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合が50%を越えている ところであるが、国歌公務員に準拠した給与制度のもと、対公務員指数が 100を下回っており現行の給与水準は適正であると思われる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から 給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めて いただきたい。</p>
講ずる措置	引き続き適正な給与水準の維持に努めていきたい。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

107.2

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成26年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

4 モデル給与

- 22歳(大卒初任給、独身)
月額 174,200円 年間給与 3,300,000円
- 35歳(主任、子1人)
月額 276,200円 年間給与 5,200,000円
- 45歳(係長、子2人)
月額 355,400円 年間給与 6,700,000円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,818,616	千円 3,838,584	千円 3,545,245	千円 3,302,219	千円 3,735,165	千円
退職手当支給額 (B)	千円 398,438	千円 574,923	千円 463,005	千円 388,105	千円 365,576	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 488,596	千円 541,185	千円 619,212	千円 794,894	千円 663,940	千円
福利厚生費 (D)	千円 507,242	千円 596,316	千円 550,310	千円 551,175	千円 609,550	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 5,212,892	千円 5,551,008	千円 5,177,772	千円 5,036,393	千円 5,374,231	千円

注：中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

総人件費について参考となる事項

① 総人件費のうち、「給与、報酬等支給総額」の増13.9%については、平成24年7月1日より施行した特例法に基づく給与減額の終了及び平成26年度給与法改正に伴う影響、教職員の増員による影響だと考える。

「最広義人件費」の増6.7%は「給与、報酬等支給総額」の増額による影響だと考える。

② 「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）に基づき、平成25年2月28日から下記の措置を講ずることとした。

・ 役職員の退職手当について、調整率の引下げを実施した。

役員に関する講じた措置の概要：従前104/100であった調整率を段階的に引下げ

平成25年 2月28日～平成25年 9月30日 98/100

平成25年10月 1日～平成26年 6月30日 92/100

平成26年 7月 1日～ 87/100

職員に関する講じた措置の概要：従前104/100であった調整率を段階的に引下げ

平成25年 2月28日～平成25年 9月30日 98/100

平成25年10月 1日～平成26年 6月30日 92/100

Ⅳ その他

特になし